

1 策定委員会条例

村上市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、地域福祉の推進について広く市民の意見を反映させるため、村上市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、計画の策定に係る次の事項について調査及び審議する。

- (1) 計画の立案及び調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉団体関係者
- (2) 福祉事業所関係者
- (3) 地域住民組織関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

村上市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「村上市地域福祉活動計画」を策定するため、村上市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 計画策定にあたっては、村上市（以下「市」という。）が策定する社会福祉法第107条に規定する「村上市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

- 第2条 委員会は委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、村上市地域福祉計画策定委員会条例に基づき、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。
- (1) 福祉団体関係者
 - (2) 福祉事業所関係者
 - (3) 地域住民関係者
 - (4) 行政関係者
 - (5) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、村上市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に交代が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

- 第3条 委員会は、社協会長の諮問を受けて、「地域福祉活動計画」について、審議を行い、その結果を答申するものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。

(庶務)

- 第6条 委員会の庶務は、福祉活動計画策定委員会の事務局である社協総務課に置き、業務は社協地域福祉課と協議して処理する。

(守秘義務)

- 第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

- 第8条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）を適用する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。